

<b>平成 30 年 第 1 回</b>	
<b>小海町議会定例会会議録</b>	
「第 2 日」	
* 開会年月日時	平成30年3月1日 午前10時00分
* 閉会年月日時	平成30年3月1日 午後 1時55分
* 開会の場所	小海町議会議場
<b>会議の経過</b>	
<u>○ 開 会</u>	
<b>議 長</b>	<p>ピョンチャンオリンピックの話題で何となく見過ごしていた感のある信濃毎日新聞の今朝の一面に、働き方改革法案の裁量労働制の対象拡大に関する部分を今国会への提出を断念すると報じられていました。私は小海町の議員であり国会での議論に対してあれこれ論評するのは好ましくないとの考えではありますが、本国会での働き方改革法案についてはまだ可決決定しているわけではありませので、私の個人的な考えを言わせていただければ、この法案にはまだまだ検討する余地があるのではないかと感じています。この法案は大きな企業、団体なら対象となる部分があるかと思いますが、実際の私たち個人や民間企業において時間外労働の上限規制撤廃や同一労働・同一賃金の同意など、現実の労働実態が把握されていない部分が多いのではないかと感じております。他にも働き方改革の一環として、段階的に65歳まで引き上げる定年延長制度や役職定年制の導入など現行の年金制度と相まって改定を進め、また一定の加算をしながら70歳以上での受給資格の延長を促すなど、人口減少問題や高齢者問題を理由とし働き方改革を強引に推し進めることは少し性急過ぎるのではないかと感じるところであります。この話は私の個人的な想いでありますのでこれくらいにして今日は議案質疑であります。詳細な部分については後日予算決算常任委員会が開かれ丁寧に説明がなされますので、今日は議事の速やかな進行に期待をしております。ただ今の出席議員は全員であります。</p> <p>定数に達しておりますので、これから本会議を開きます。</p>
<u>○ 議事日程報告</u>	

議 長	<p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。</p> <p>審議に入ります前に産業建設課長より発言を求められていますのでこれを許します。井出産業建設課長。</p>
産業建設課 長	<p>おはようございます。大変申し訳ございませんが、昨日ご説明申し上げました水道事業会計の予算書の関係でございます。22 ページに給水調査表というものが付いてございますが、こちらにつきまして各口径ごとの給水栓の数が載っておる訳ですが、こちらについて誤りがございましたので、今朝皆さんのお手元にお配りしましたものと差替えをお願いしたいと思います。尚、システム上から拾った数字で予算化しておりますけれども、そちらの数字と合っているものとなりますのでよろしく願いいたします。</p>
<b><u>日程第 1 議案第 3 号</u></b>	
議 長	<p>日程第 1、議案第 3 号、 「小海町居宅介護支援等の事業の従事者及び運営の基準に関する条例の制定について」を議題といたします これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
<b><u>日程第 2 議案第 4 号</u></b>	
議 長	<p>日程第 2、議案第 4 号、 「小海町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p>
2 番議員	<p>第 5 条のところで「町民等から自己の画像データの開示を求められたとき」とありますが、画像データに自己が映っているかどうか事前にどうやって確認するのか、確認できていれば求める必要はないし、そのところが理解しにくいんですが説明をお願いいたします。</p>
教育長	<p>この 5 条の第 1 項ですが、自己のデータ、映っているかどうかというのは誰もが分かる訳ではございませんが、設置場所、特に住宅密集地等においてその可能性があるということが考えられたような場合、そういっ</p>

	た場合は自己データについては極力開示していこうという方向性を示しているものでございます。必ずしも具体的に何が該当するというものではございません。今申し上げたとおり密集地等の画像に対して配慮するというところでございますのでよろしくお願いいたします。
2 番議員	ちょっとよく理解できなかつたんですけども、可能性がある場合は申告すれば見せていただけるという解釈でよろしいのでしょうか。
教 育 長	防犯カメラの場所が特定されますので、そこに密集地といいますか自分の住宅等が万が一映っているような場合、または可能性があつてそれが確認できた場合については開示していきたいということでございます。
2 番議員	その確認できたというのは本人は確認できませんよね。その確認のために画像データの開示をする訳でして、自分が映っているか映っていないか分らなければ見させて欲しいという場合には見れるということですか。
教 育 長	画像データにつきましては徹底した管理のもとに置かれ、管理責任者が全てその管理をするということになっています。それは町長が任命をする各管理課長ということになります。そこで確認をし、画像が映っているような場合については開示するということになるかと思ひます。
議 長	渡辺議員、これ以上の詳細については委員会でお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。
	(質疑なし)
議 長	これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第 3 議案第 5 号</u></b>	
議 長	日程第 3、議案第 5 号、 「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
7 番議員	まず第 1 に今年になってこういうかたちで 5 回で 10 人、5 回は想定だと思ひますが、10 人で 8 千円、400 千円というものが計上されている訳でございませうけれども、この鳥獣被害対策実施隊に関する規則は既に平成 26 年に定められている訳でございませうけれども、当然 27 年度予算から反映されてくるものだと思うんですが、それが無くて今回こういうかたちで上程されてきたという理由をお尋ねいたします。
総務課長	27 年の時駆除隊というのを条例化させていただきまして、報酬の方に 1

	<p>年間 8 千円というあまり高い金額ではないんですけれども、8 千円で駆除隊というものを設置して 1 年間 8 千円で活動していただくということで設置しました。ずっと活動してきたんですけれども実際夏場の農作物の網の中に鹿が入った場合などに「是非出て下さいよ」ということでお願いしてきていたんですが、どちらかと言うと 8 千円ですよね。ほとんどボランティア的な活動で駆除していただいていたという中で、他の町村、特に川上村なんかは日当が出ているよというようなことで、いろんな協議をした中で 1 日駆除に出た場合は 8 千円とうことでこれからやりましょうということで今回出したということでございます。以上です。</p>
7 番議員	<p>そうすると金額は別としても年額 8 千円ということでありますけれども、昨年度の予算にも報償でこれは載っていた訳ですか。8 千円で。そうすると 80 千円で去年の予算にも。</p>
総務課長	<p>8 千円で報酬で、ちょっと人数はあれですが 8 千円掛ける駆除隊分で報酬で載っております。今年も 30 年度も報酬で載っておりますし、今回は 400 千円ですけれども費用弁償ということで旅費の方に載せてございます。2ヶ所に載せているということです。</p>
7 番議員	<p>私の方で勘違いしていたかなあとと思って報酬の方、旅費の方ということでそれは分るんですけれども、それでこれは日額 8 千円以内で同じ旅費の規定から消防団が出動した場合には 1 日 4 千円ということでありましてけれども、この 4 千円と 8 千円、こういう鳥獣被害対策の方が半日で済むとか何時間で済むということは私には想像つきませんけれども、消防団も出るにはなかなか消火した後も夜通していたりというようなことからいくと、ちょっとこの辺のところでアンバランスのような感じもするのですが、直接今回の条例変更とは関係ないんですけれどもその辺についてはいかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>8 千円というのは川上村が 8 千円でございましてその辺を参考にしたり、協議をする中で実際に駆除に出て鉄砲の弾だとか日当・ガソリン等々いろいろ考えまして 8 千円以内という中で 8 千円ということで決めております。予算の中で決めていけばいい話ですけれども、半日の場合はどうするとか言うことですが、この条例の中では 1 日 8 千円以内ということで決めさせていただいたという内容でございます。以上です。</p>
7 番議員	<p>鉄砲弾の代金まで入っているとは想像しませんでした但其の辺のところで消防団とはちょっと違うかなと思う訳ですけれども、せっかくこういうところで費用弁償のかたちでこれは 8 千円以内ということでありましてから、8 千円以内で済むのか 8 千円でピタリやっていくのかどうかそれは皆さんの裁量だと思いますが、その辺のところも含めてちょっとこれ</p>

	<p>に関連した条例で消防団も、消防団確かに年額でいけばこの人たちよりもはるかに多いかといえればそれまで、まあそんなに出る回数も少ない訳ですのでなかなかもっている仕事も含めた中で出動ということになると夜通しということもありますので、課題として検討していただきたいと質疑の最中で申し訳ないんですけども要望させていただきます。以上です。</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
<p><b><u>日程第4 議案第6号</u></b></p>	
議長	<p>日程第4、議案第6号、 「小海町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
<p><b><u>日程第5 議案第7号</u></b></p>	
議長	<p>日程第5、議案第7号、 「小海町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
<p><b><u>日程第6 議案第8号</u></b></p>	
議長	<p>日程第6、議案第8号、 「小海町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
9番議員	<p>共生型サービスの導入ということで昨日の説明の中で、障害福祉制度の指定を受けた事業所が今ポッポが該当するというところで、その中で今該当する方はいないというふうに説明があったと思うんですが、今ポッポの利用者の中で最高齢というか後々年齢が上がってくると思うんですが、年齢層というのはどのようになっているかをお願いします。</p>

町民課長	<p>細かい年齢構成については後日の全員お揃いである予算決算委員会の方で報告させていただきます。介護保険のサービス第1号保険者としてサービスを受けるのが65歳という年齢はございますけれども、若干その年齢に近い方がおいでという記憶がございます。そうした場合に障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行するところを現実的に考えますと、大きいハードルが出てきます。先日の条例案の説明の中でも申し上げましたが、これまでの障害福祉サービスを受けている間は利用料、負担金は無料であったというケース、それをあえて介護保険へ移行して1割負担をするのか、ご本人の方が利用者本人がするのかということ、それからもう1点は確かに障害福祉サービスの指定を受けた事業所であれば介護の指定も原則受けられるようになるということですが、そうしたときにその受けた事務所側で例えば具体的にポッポという名前を出しますと、障害福祉サービスの報酬として国保連へ請求しているところの事務へ、もう一方で介護保険サービスも提供するようになったとすると、介護保険サービスについては別口としてまた請求するという事務の負担が増えてくる訳でございます。そうしたときに事業所がすんなり受けるか受けないかというのも一つ現実的には出てくるのではないかと。それと一概にここがこう違うとは言えませんが、障害福祉サービスの認定度合と介護保険サービスとの認定度合ではやはり基準がありますので差が出てくるものだと思います。私どもが感じておるのはやはり障害福祉サービスの方が枠も量も広いように感じているところがあります。一番最初に申しましたけれども、障害福祉サービスを受けている方が私、介護保険に移行したいと言い出すのはなかなかケースがないのではないかと感じているところがあります。そういうふうに想定しているところであります。よろしくお願ひします。</p>
議 長	これで、質疑を終わります。
<p><b><u>日程第7 議案第9号</u></b></p>	
議 長	<p>日程第7、議案第9号、 「小海町指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	これで、質疑を終わります。

<b><u>日程第 8 議案第 10号</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>日程第 8、議案第 10号、 「小海町指定介護予防支援等の事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
<b>議 長</b>	<p>これで、質疑を終わります。</p>
<b><u>日程第 9 議案第 11号</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>日程第 9、議案第 11号、 「小海町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
<b>議 長</b>	<p>これで、質疑を終わります。</p>
<b><u>日程第 10 議案第 12号</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>日程第 10、議案第 12号、 「小海町消防団拠点施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
<b>議 長</b>	<p>これで、質疑を終わります。</p>
<b><u>日程第 11 議案第 13号</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>日程第 11、議案第 13号、 「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
<b>議 長</b>	<p>これで、質疑を終わります。</p>

日程第 1 2 議案第 1 4 号

議 長

日程第 1 2、議案第 1 4 号、  
「平成 3 0 年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。  
これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。

質疑のある方は挙手を願います。

1 ページから 2 ページ 職員調書

3 ページ 職員在籍数調べ

4 ページから 6 ページ 一般会計概要

7 ページから 9 ページ 町税予算内訳書

1 0 ページ

**【歳入】**

1 款 町税 1 項 町民税

2 項 固定資産税

3 項 軽自動車税

1 1 ページ

4 項 市町村たばこ税

5 項 入湯税

2 款 地方譲与税 1 項 地方揮発油譲与税

2 項 自動車重量税

1 2 ページ

3 款 利子割交付金

4 款 配当割交付金

5 款 株式等譲渡所得割交付金

6 款 地方消費税交付金

1 3 ページ

7 款 ゴルフ場利用税交付金

8 款 自動車取得税交付金

9 款 地方特例交付金

1 0 款 地方交付税

1 4 ページ

1 1 款 交通安全対策特別交付金

1 2 款 分担金及び負担金



	<p>15 ページ</p> <p>12 款 分担金及び負担金続き</p> <p>13 款 使用料及び手数料のうち 1 項 使用料</p>
9 番議員	<p>あゆみ園の使用料のところ児童発達支援給付費というのがあるんですが説明をお願いします。</p>
町民課長	<p>比較的重いお子さんがあゆみ園に通所されますと、それぞれ町村が3千円というような単独費で扱っている体系ではなく、国が2分の1出してくれ、都道府県が4分の1負担してくれ、残りの4分の1を市町村が負担するという報酬制度がございます。日額的には8千円前後になるんですけれども、その報酬をもって収入とすべきお子さんが出てくるケースになりますと、こういった言葉で表現しながらその方の分と町村がそれぞれ単独で持つ1日3千円というものを区分しながらここへ予算計上させていただくかたちになっておりまして、30年度の当初予算の中ではここで一人見込んでおるということになります。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>16 ページ</p> <p>13 款 使用料及び手数料のうち 1 項 使用料続き</p> <p>17 ページ</p> <p>13 款 使用料及び手数料のうち 2 項 手数料</p> <p>14 款 国庫支出金のうち 1 項 国庫負担金</p> <p>18 ページ</p> <p>1 項 国庫負担金続き</p> <p>2 項 国庫補助金</p> <p>19 ページ</p> <p>3 項 国庫委託金</p> <p>15 款 県支出金のうち 1 項 県負担金</p> <p>20 ページ</p> <p>1 項 県負担金続き</p> <p>15 款 県支出金のうち 2 項 県補助金</p>
10 番議員	<p>県補助金、教育費補助金の中での人権を考える町民の集い・分館人権教室補助金ということで新しく載っているということでもありますけれども説明をお願いします。</p>
生涯学習課 長	<p>県補助金の人権教育の関係ですけれども、実は大変申し訳ございません。新しく載っているということですが実は29年度もございまして、私どもでやっております人権を考える町民の集い、それから各分館でお願いをしております冬期教室での人権教室、こういったところへの補助金ということで、本来ですとこの6号補正でも出しておかなければいけ</p>

	<p>なかったのですけれども、30年度はしっかり載せたという内容でございます。</p>
議長	<p>21ページ</p> <p style="text-align: right;">2項 県補助金続き</p> <p>22ページ</p> <p>15款 県支出金のうち</p> <p style="text-align: right;">3項 県委託金</p> <p>16款 財産収入</p> <p style="text-align: right;">1項 財産運用収入</p> <p>23ページ</p> <p>16款 財産収入</p> <p style="text-align: right;">2項 財産売払収入</p> <p>17款 寄付金</p> <p>18款 繰入金のうち</p> <p style="text-align: right;">1項 特別会計繰入金</p> <p style="text-align: right;">2項 財産区繰入金</p> <p>24ページ</p> <p>18款 繰入金のうち</p> <p style="text-align: right;">3項 基金繰入金</p> <p>19款 繰越金</p> <p>20款 諸収入</p> <p style="text-align: right;">1項 基金利子</p> <p>25ページ</p> <p>20款 諸収入</p> <p style="text-align: right;">2項 貸付金元利収入</p> <p style="text-align: right;">3項 受託事業収入</p> <p style="text-align: right;">4項 雑入</p> <p>26ページ</p> <p style="text-align: right;">4項 雑入の続き</p>
12番議員	<p>中段に中田川活用事業で中部電力協力金ということである訳ですが、これについては次年度以降も継続的に中部電力から支払って貰えるものか、またそういった契約書等が存在するのかどうかお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>こちらにつきましては次年度以降も引き続いて中部電力に協力金を頂くということになっております。以上です。契約書についてもございます。よろしく願いいたします。</p>
12番議員	<p>契約書があるということですので開示していただきたいことと、この中田川の問題につきましては大月川から長湖に流す水ですね、中田川のその元の所から大月川に来て大月川を渡って長湖に来る訳ですが、大月川を渡る時に橋の下で堤防がわずかな雨でも決壊してしまってそれが放置されておってなかなか中電が積極的に直していただけないということで、長湖の水の水質の悪化、あるいは猪名湖の水質の悪化がこういった事が問題であるということで、私が平成22年の9月の定例会の中で一般</p>

	<p>質問を行いましてその後も何度もお願いをしてきた経過があります。中部電力の長野支店にも町長と一緒にお願いに行った経過がある訳でございます。そうした中で町で取組んでいただきましてようやくこの工事ができまして、3月末には通水できるような状況になったということでこの事業を進めていただきましてありがとうございました。中部電力はあそこは堤防が決壊しても放置しておいてなかなか直さない。何度かこちらからしつこく言わないと直さないということで、要するにあの水路の放棄をしたいということで考えが根底にあった訳です。そうした中で町が中部電力からその水利権をいただいて町の所有にするということで進めてきた訳ですが、全員協議会の中で私はそれだけではまずいだろう、やはり中部電力はその水を中田川から長湖に入って、長湖から猪名湖へ行って八那池の発電所を動かしている訳ですから、そういったものに対するお金を払わなければまずいのではないかとということを訴えてきた訳でございます。そうした中で松原の区におきましては、あそこの用水のために年間に17万数千円中部電力からいただいていた訳でございます。今度町の管理になるといことで松原区では町に対してそれを管理料として区に支払って貰いたいということでずっとお願いしてきた経過がある訳です。そうした中で町はこれを150千円にしてくれということで後ほど支出の方で出てきますけれども新しく出てきますけれど、町が松原区へ150千円払うということになっています。170千円を150千円に減額した根拠といたしますか何故なのか、また町は中部電力から300千円頂いているのに何故半額を町が取って管理料として松原の区には減額して150千円しか払わないのかその根拠についてお尋ねをいたします。</p>
<p><b>産業建設課長</b></p>	<p>町が中電から300千円頂いて区に150千円しか払わないのは何でかということですが、区との調整の中で150千円でというお話でこちらについても覚書が出来ているところでございます。実際の事業としましてはどのようなことをやっているのかということは私としては把握しておりませんが、またこの辺の実態があつて区として150千円では厳しいとかという話になればまた今後の課題として検討していくということになるかと思えます。以上です。</p>
<p><b>12番議員</b></p>	<p>区の方ではやっぱり中部電力から頂いていたのをお願いしたいということで町に交渉してきたようです。だけど150千円に減額してくれと言われたからそういった契約書を結んだようでありますけれど、300千円を中電から町が取るといことは区の方では承知していない中での話であります。いずれにいたしましても管理料として中部電力から町が300千円取って半額の150千円しか払わないというこの根拠については少し問題</p>

	があるのではないかと思いますけれど、その辺どのように考えておりますか。
町 長	当然松原区の方に過去は中部電力さん方から年額 175 千円の管理料、草刈り等あるいは水路の管理で中電と契約をしていたと、それが 300 千円で今度は町が新たに契約を締結させていただいたということで、松原区の皆さんがちょっと私も記憶になくて申し訳ないのですけれども、300 千円ということ承知しているのかどうかということは今後確認をさせていただきたいと思います。もう 1 点は大月川から長湖に入りそして長湖からまた猪名湖へ導水をするということで、何処までが松原区が管理をしていただき、また過去に何処まで松原区でどのようにやっていたかということを確認し、そしてまた稲子の大月川からすべて松原区が管理していたのかということも含めて区の区長さん方とまたご相談を申し上げ今課長がお話をさせていただいたとおりに支障があるとするならばまた今後検討を加えていければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。
10 番議員	2 点伺いたいんですけれども、まず鞍掛豆の販売収入ということで商品販売売り上げとして 500 千円、予算書としては新しく載ったというかたちですけれども、説明ではこれまでのやつを細かく分けて出したということではありますが、できますれば具体的な事業の動きといいますかそういった部分分かる資料を出していただければというのが 1 点、それからその下の議会関係でありますけれども、豊里林野水利保護組合の事務費ということで、この財産区の扱いから今度雑入の扱いになって結構時間が経っているということで経過もそれぞれある訳ですけれども、やはり私はこれまでのこれに対する取り組み、考え方、どうだったかという点を伺いたい訳であります。というのはやはりこういう問題をいつまでも引きずって次の新しい町長にまでもっていくというようなことはやはり本来あってはならない問題ではないかと考えているんですけれども伺いたいと思います。
産業建設課 長	鞍掛豆につきましては資料整理しまして、予算決算常任委員会までには提出したいと思いますのでよろしくお願いいたします。
町 長	保護組合につきましては自治法上財産区ではないということが判明し、そして税金等も対象になったというこういった経過がございます。そういった中から財産区とは違うという意味でこちらの方に移行をさせていただいたということでございます。当然今後も組織的には財産区と同じような議会運営をし、地域の活性化のためにご活動を頂戴する、当然管理者につきましては町長がその職にあるということでございます。そう

	<p>いった意味で財産区と違うということで雑入ということで事務経費を計上させていただいたということで、是非ともご理解を頂戴したいと思います。以上です。</p>
10 番議員	<p>町長明確に豊水が財産区ではないというふうに今答弁された訳でありますけれども、問題は豊水の皆さんがそのような認識を持っているかどうかという点、ここら辺をどのように考えているかという点と合わせて町長これで終わる訳ですから任期中に解決しろということは私は難しいと思いますけれども、次に送っていくというそういう一つの課題にはなるのではないかとこのように思うんですけれどもそこら辺だけ伺っておきたいと思います。</p>
町 長	<p>過去に一般質問で頂戴した経過がございます。保護組合については当然税金上、あるいは国の指導上、財産区ではないというご指摘を頂戴した訳でございますけれども、「その地域の皆さんの同意がなければその点についてはなかなか厳しいものがありますよ」と、国の指導の下に「はいそうですか、こういう訳にはまいりません」と言う答弁をさせていただいております。当然課題として引き継ぐ訳でございますけれども、地域のそれに係る地域の皆さんの同意がなければその点については、はっきりした対応というのは非常に難しいと思っております。今後どうあるべきについては保護組合の議会、そしてまた保護組合の地域の皆さんと協議をし、最終的な方向を定めていく必要があるとこのように私自身は今も考えているところでございます。</p>
議 長	<p>5 項 延滞金加算金及び過料 27 ページ 21 款 町債</p>
2 番議員	<p>スケートセンターリンク修繕事業の件で冒頭で議長がオリンピックの活躍、周辺町村の輩出された選手が活躍し、また地域文化の一端を担うスケートというのは非常に重要であるというという認識は私もスケート、オリンピックを目指した一員としては感じておりますが、6月以降の説明で私も一般質問をさせていただきましたけれども、通年で運営費でおよそ40,000千円くらいの経費が掛かっていると、加えて一昨年から基幹装置の入替えを3年に渡って行う、今年度が最後かと思っておりますけれども、そうしますとまた装置が稼働する償却年が10年、15年と長いことが見込まれる訳です。この間にずっと運営経費が加算していく、加えて選手として小学生、中学生がどのくらいこのリンクを利用するのかという点につきまして、人口数の減少、児童数の減少とありますと非常に少数のメンバーの利用範囲に限られるのではないかと。先ほど聞き忘れましたが</p>

	<p>16 ページでスケートセンター使用料のところで入場料収入がありますけれども、ここ数年どのくらいの利用者がいるのか精査して事業計画をもう一度きちんと作ったらどうだろうかというふうに考えております。私はプラン・実行・チェック・アクション、PDCA というサイクルをもう一度きちんと作ったらどうかと考えております。私はプラン・実行・チェック・アクション、PDCA というサイクルを基本的な認識の考え方の起点においておりますけれども、基幹装置の入替えというのは年月が長くかかりますので、その年月に応じて収支見通しをきちっと出して町民の方に分かりやすく説明する義務があるのではないだろうかこのように考えておりますがその辺のことについて町長のご意見を伺わせていただきたいと思ひます。</p>
<p><b>町 長</b></p>	<p>これまでずっとスケートセンターを運営してまいりました。松原湖、大月湖そしてスケートセンターとやっぱりこの地域のスケートのメッカということで、今日までずっと守ってきたということでございます。それが約 30,000 千円強という数字ですけれども、大きな負担なのか、あるいはスポーツを振興する、スケートを振興していくという意味でそれが理解を頂戴できているのかということについては 2 つに分かれるところだろうと思ひます。私自身としてはこれまでスケートのメッカということでそれを守り抜いていくという意味からこれを継続してきた、また私としては今後も是非とも続けていっていただきたいとこのように私自身は思っております。当然経費の節減そういったこと、あるいは近隣の町村へのお願ひ、いろいろなことを今日まで負担軽減の中でやってまいりました。建設した時には農林省の補助金を頂戴をしてそして建設をした、そういった意味がありましてそれからどれくらいの利用者があったのか、そして今後の見通しはどうなのか、こういった事については過去のデータもございまして利用者の数、あるいは収入と支出の関係こういった事についてはまとめたものをまた後日お示しさせていただきたいと思ひますので、またそれでご判断を頂戴できればと思ひますのでよろしくお願ひいたします。</p>
<p><b>2 番議員</b></p>	<p>ありがとうございます。それでお願いなんですけれども一つは私が岡谷のスケートセンター、それから茅野のスケートセンターご承知のとおり茅野のスケートセンターは小平選手が金メダルを取ったあのゆかりのスケートリンクでもありますけれども、その 2 つのリンクでも主装置が現在使われている主装置が稼働できなくなった時点で廃止するという方向が明確に出されていると聞いておりますので、その辺も一つ想定を検討の中に入れていただきたいというのが 1 点。それから周辺市町村への働</p>

	<p>きかけというので私も何人かにお聞きしましたら、過去の経過からあったけれどもなかなか及ばなかったと。ただ今回オリンピック非常に成功収めました。南相木からも選手が出て川上村からも出ました。こういう機運のときにこそ改めて関係市町村に働きをかけて運営の形態を何とかしても続けることを前提に運営の形態で検討していただけないものかということをお話していただきたいと、それで私も守りたいのは全然やぶさかではありません。是非守るためにもそういう点をご検討いただきまして運営を切り抜くために運営の形態を今一度検討し直すということをお願いして質問に代えさせていただきます。</p>
町長	<p>今渡辺議員さんがおっしゃったとおりでございます。全く同感でございます。過去にもあのスケートセンター、観覧席、コンクリートの観覧席がございますけれども、ああいったときには近隣の町村の皆さんにそれなりの支援を頂戴した。また時によっては川上村さんから 1,000 千円というかたちで特別支援を頂戴した、そして滑走料につきましては利用料になる訳ですけれどもこの近辺ではないほど高い滑走料、使用料になっている訳でございます。それはスケートクラブ員の皆さんがそれについては各町村で支援をしている。ですからそういったかたちでスケートセンターの使用料を少しでも上げる。そしてそれが支援の策のひとつということで今年間のシーズンの滑走料が 40 千円ということでございます。ですからスケート部が小学校、中学校例えば川上村に 50 人いれば 2,000 千円払う、払うというか当然使用する訳ですので当たり前かもしれませんが、そういった意味で支援をする。こういったことをずっとこれまでお互いに話し合いを持ちながらやってきたということでございます。当然大きな改善が必要だよと言う時になれば、今渡辺議員さんがおっしゃったとおりだろうというふうに思っておりますので、またこういった盛り上がった時にそういったお話をするというのもひとつの方策だろうと私も思います。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>28 ページ これで歳入の部を終わりにします。ここで 11 時 15 分まで休憩といたします。  (ときに 10 時 57 分)</p>
議長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。 【歳出】 1 款 議会費 29 ページ 2 款 総務費のうち 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費</p>

	30 ページ	1 目 一般管理費続き
	31 ページ	2 目 財産管理費
	32 ページ	3 目 広報費
11 番議員	防災行政無線管理費のところで屋外子局増設工事とありますけれども、今まで度々これ出てきている訳ですが、委員会まででいいですから本体工事が終わってその後の増設工事の内訳を資料として出していただけますか。	
総務課長	はい、わかりました。経過を資料として出したいと思います。よろしくお願ひします。	
議 長	33 ページ	4 目 企画費
	34 ページ	4 目 企画費続き
	35 ページ	5 目 地域振興費
		6 目 積立金
	36 ページ	2 項 徴税費
	37 ページ	1 目 税務総務費
		2 目 賦課徴収費
	38 ページ	3 項 戸籍住民登録費
	39 ページ	4 項 選挙費
	40 ページ	5 項 統計調査費
		6 項 監査費
	41 ページ	負担金等交付団体の概要
	42 ページ	
	3 款 民生費のうち	1 項 社会福祉費
		1 目 社会福祉総務費
	43 ページ	1 目 社会福祉総務費続き
	44 ページ	2 目 老人福祉費
9 番議員	地域密着型通所施設の建設ということで宅老所なごみの建設ということで、建設中の利用の方はどうなるのかという点だけ伺いたいと思います。	
町民課長	建設中の利用につきましてはそこは社会福祉協議会の方で運営しておりますが、そちらと調整しながら支障がでないようにしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。	
議 長	45 ページ	3 目 やすらぎ園運営費
	46 ページ	4 目 心身障害者福祉費
	47 ページ	5 目 あゆみ園運営費
	48 ページ	2 項 児童福祉費
		1 目 保育所費
12 番議員	保育所の運営費のところで以前早朝保育を 7 時から実施して欲しいということで、その中で町長も実施しますと答えておった訳ですけど、予算書の中にそうした経費が含まれていますかどうかお聞きしたいと思ひ	



	ます。																											
子育て支援課長	先日新規に入所されるお子様方1日入園ということで2月23日に実施させていただきました。その中で早朝保育を利用したいという申し出も数件いただきましたので、その方については職員が早目の出勤で超過勤務で対応するというここの中の予算の範囲の中で対応していきたいと思っています。特に早朝保育のための予算計上はしてございません。																											
12番議員	何時から実際に受け入れていくようになりますか。																											
子育て支援課長	その時々勤務体系によるということなので事前に、何時からという要望に対応するという事なので、早ければ7時、若しくは7時15分からというようなかたちになるかと思えます。																											
12番議員	小海町が子育て支援ということで積極的に行っているよ、ということで小海町に是非住んでいただきたいと、あるいは佐久市方面に通う方にも小海町に住宅を持ってそちらの方へ勤めていただきたいということで、小海町は早朝保育を何時から実施してますよ、ということを広報することによって積極的に取組んでいただきたいということを一般質問の中でも申し上げてきた経過があるんですけども、実際に7時からやりますよということは積極的に広報されたんでしょうか。あるいは該当者、入園したいという人だけにそういう説明を行ったということなのか、その辺のところどういった取り組みをされてきたかお聞きしたいと思えます。																											
子育て支援課長	小海町は7時から早朝保育をやりますよというような広報はしておりません。個々の対応で様子を見ていくというところの考え方で7時30分からが通常だと認識をしております。																											
9番議員	同じく保育所運営費の中の日本スポーツ振興センター災害共済というのが何か新しい言葉のような気がするんですが説明をお願いします。																											
子育て支援課長	これにつきましては52ページの所に記載させていただいておりますけれども、日本スポーツ振興センター共済につきましては、園児の災害給付制度に係るもので、もしもの時の保険ということで毎年掛けさせていただいているものであります。																											
議長	<table border="0"> <tr> <td>49ページ</td> <td>2目</td> <td>児童措置費</td> </tr> <tr> <td>50ページ</td> <td>3目</td> <td>児童館運営費</td> </tr> <tr> <td>51ページ</td> <td>4目</td> <td>結婚推進・子育て支援費</td> </tr> <tr> <td>52ページ</td> <td colspan="2">負担金等交付団体の概要</td> </tr> <tr> <td>53ページ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4款</td> <td>衛生費</td> <td>1項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保健衛生費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1目</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保健衛生総務費</td> </tr> </table>	49ページ	2目	児童措置費	50ページ	3目	児童館運営費	51ページ	4目	結婚推進・子育て支援費	52ページ	負担金等交付団体の概要		53ページ			4款	衛生費	1項			保健衛生費			1目			保健衛生総務費
49ページ	2目	児童措置費																										
50ページ	3目	児童館運営費																										
51ページ	4目	結婚推進・子育て支援費																										
52ページ	負担金等交付団体の概要																											
53ページ																												
4款	衛生費	1項																										
		保健衛生費																										
		1目																										
		保健衛生総務費																										

	54 ページ	2 目	予防費
	55 ページ	2 目	予防費続き
	56 ページ	2 項	生活環境衛生費
	57 ページ	1 目	生活環境衛生総務費
	58 ページ	2 目	塵芥処理費
	59 ページ	3 目	し尿下水処理費
	60 ページ	4 目	住宅管理費
	61 ページ	5 目	町営バス運行管理費
	62 ページ		負担金等交付団体の概要
	5 款	1 項	農林水産費 農業費
		1 目	農業委員会費
			負担金等交付団体の概要
	63 ページ	2 目	農業振興費
	64 ページ	2 目	農業振興費続き
			負担金等交付団体の概要
	65 ページ	3 目	畜産振興費
			負担金等交付団体の概要
	66 ページ	4 目	農地費
12 番議員	先程質問いたしました中田川用水管理委託としてここに 150 千円とありますが、先程中部電力と町との契約書を開示していただきたいということを申し上げましたがその答えをいただいてありませんが、議会に契約書のコピーを配布をお願いしたいと思います。		
産業建設課長	すみません。再度確認いたしまして私も先程の答弁で曖昧なところがございまして、工事が完了してからという契約の部分もございまして、その辺の内容を精査させていただきましてまたご提出させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。		
12 番議員	そういうと中部電力と町とまだ契約を結んでないということですか。		
産業建設課長	今中電と何度かやり取りはしてる訳ですが、正式に契約というものは先程確認しましたらまだということなので、すみませんその辺も含めまして確認させていただきたいと思っております。		
議長	67 ページ	5 目	山村振興費
	68 ページ	2 項	林業費
		1 目	林業振興費
12 番議員	林業振興費の中で町有林の間伐というので真ん中のところに 1,800 千円あるんですが、観光交流拠点センターの周辺ということで説明があったように記憶しております。またそれから次の後ろの方に行きますと観光費の中に観光交流拠点センターの駐車場整備費とかそういったことが載		

	<p>っておる訳でございますけれど、この観光交流拠点センターの整備に取りかかるにあたって 28 年の 12 月議会で私はやはり建物を建て替えることよりも周辺整備を行なうこと、あそこへ来て小海町の方へ下ってみよう、小海町へいかに観光客を誘客していくかということが大事であってそちらの方が大事であるということなんです、建物を建て替えに補助金が付いたものですからとりあえず建物だけ先にやらせて下さいということで後の整備は次年度以降にということですが、今ここにある町有林間伐はこの他にあの観光交流拠点センターの道路の向かい側にあるレンゲツツジとかそういったことを整備することが必要ではないかということ、次年度以降にやっていくそういった整備に対する予算というものは何処に計上されておりますか。</p>
産業建設課長	<p>まず林業振興費の中の町有林間伐ですけども、こちらの場所については拠点センターの上の方ということで、私も具体的には分らないんですが拠点センターから 2 カーブくらい上がったところということで大久保沢というところになります。それから林業センターの周りのレンゲツツジのところということですが、そちらにつきましては国定公園内ということでかなりハードルが高い規制がかかっているかと思えます。担当者としてしましてもその辺の周景整備すればだいぶ綺麗になり良い場所になるのではないかとってはおりますが、その辺につきましてはちょっとハードルが高い国定公園法をいくつかクリアしなければならない課題があると思えます。その辺も含めまして今回の予算は計上しておりませんが、研究して参るということでございますのでよろしくお願いいたします。</p>
12 番議員	<p>国定公園法の制約があるからと言われたんですがあの建物がある所自体も一帯が含まれていると思うんですね。建物の方は良くてレンゲツツジの整備は駄目だということは説明にならないんじゃないかと思えますがその辺はいかがですか。</p>
産業建設課長	<p>当然本体工事につきましてはそれなりの国定公園法に基づきましてしっかりとした建築確認がなされたというふうに認識しております。また周辺の施設整備につきましてもいくつか課題をクリアできれば実施していきたいと考えておりますけれども建物についてはそれなりにクリアできてやったということでございます。</p>
2 番議員	<p>地域おこし協力隊活動費の件ですが、同じく 33 ページにも地域おこし協力隊活動費というのがありますので何名か来ているのでこういうかたちになろうかと思えますけれども、事業成果としては来られている協力隊のメンバーにいずれ 3 年を過ぎますと定住の可能性を前提にした受け入れ</p>

	<p>事業かと思っております。その際にそういうかたちで今来ている隊員を町内に移住させる、その方々の生業を生み出していくかというようなことについて然るべき提案なり前提なりそういったことがある程度町の方で用意されていないとなかなか定住というのは難しくなるのではないかと思います。その辺をどのようにお考えなのかどなたにお聞きしていいか分かりませんが、その辺の見通しをお聞かせいただければと思います。</p>
産業建設課長	<p>68 ページでございます地域おこし協力隊の分につきましては、平田君という現在森林組合に行かれています方です。こちらにつきましては活動費ということで計上させておりますけれども、30 何ページは人件費の方と、33 ページですか総務費の方ですよね。そちらにつきましては人件費ということで計上させていただいていると思います。またそれぞれの協力隊員おりますけれども、平田君につきましては林業の方ということで是非これで食べていく糧として活躍していただきたいということでございます。菊地隊員もおりますけれどもこの期間中に自分が移住できるようにということで観光の方をメインに自身も考えながら取り組んでいるということでございます。詳細につきましては予算決算常任委員会の時でも担当者から詳細に説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
7 番議員	<p>68 ページの下段のところの米印の 5 番「林地台帳システム整備一筆の森林毎にその属性を管理するシステムです。平成 31 年度から運用開始を求められています」ということで「一筆の森林毎の属性」ということはどういう意味なのか。それからまた「31 年度から運用を求められています」と書いてありますがどこから求められているのかお尋ねいたします。</p>
産業建設課長	<p>システムの整備ですけれども「属性」というものにつきましてはまず樹齢、樹種それから間伐などの履歴といったものをそういう情報を筆ごとに入れるというシステムでございます。運用開始を求められているということで何処からということでございますけれども、こちらにつきましては国の指導ということでございますのでよろしくお願いいたします。</p>
7 番議員	<p>財源を見ると県から 1,000 千円出ているみたいですがこれは多分それではないと思いますが、国から求められているということで交付税かなんかで特別措置されているのか全く町の単独でこれだけのものを掛けてやるのかお尋ねします。</p>
産業建設課長	<p>特別交付税を充てるということになっております。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>69 ページ</p>
	<p>2 目 県有林受託事業費</p>

	<p style="text-align: right;">3目 林道費</p> <p style="text-align: center;">負担金等交付団体の概要</p> <p>70 ページ</p> <p>6款 商工費                      1項 商工費                      1目 商工業振興費</p> <p style="text-align: center;">負担金等交付団体の概要</p> <p>71 ページ    2目 観光費</p> <p>72 ページ    2目 観光費続き</p>
<b>2番議員</b>	<p>観光振興で憩うまちこうみ事業というので 14,580 千円入っております。これは 3 か年計画で確かやっている事業だと理解しておりますが、先程も申し上げましたように事業成果を計画を立てて実行してそれをチェックしてもう一度計画し直すという手順が本来基本的に繰り返されるのが筋ではないかと思っております、この事業でも 3 年間でどういう成果が出たのか、あるいは 2 年目でどういう成果が出てその成果を踏まえ問題点を整理しながら 3 年目に事業を熟していくと、そういうメリハリの利いた事業の推進の仕方が適当ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
<b>産業建設課長</b>	<p>渡辺議員さんおっしゃられるとおりでございます。町としましてもこの事業成功させたいという意気込みで担当職員含め皆で積極的に頑張っており取り組んでいるところでございますので、是非成功させたいという意気込みと今言われたようにしっかりと検証をしながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<b>議長</b>	<p>2 番渡辺さんに申し上げます。意見は委員会の方でお願いします。議案質疑でありますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>73 ページ                      負担金等交付団体の概要</p> <p style="text-align: right;">3目 国際交流センター運営費</p> <p>74 ページ    4目 松原湖高原観光交流センター運営費</p> <p>75 ページ    4目 松原湖高原観光交流センター運営費続き</p> <p>76 ページ    4目 松原湖高原観光交流センター運営費続き</p> <p style="text-align: center;">負担金等交付団体の概要</p> <p>77 ページ</p> <p>7款 土木費                      1項 土木管理費                      1目 土木総務費</p> <p style="text-align: center;">負担金等交付団体の概要</p> <p>78 ページ    2項 道路橋梁費                      1目 道路維持費</p> <p>79 ページ    2目 道路改良舗装費</p>

	80 ページ	2 目 道路改良舗装費続き
10 番議員	80 ページの町単工事の中で調査ということでこうみの里排水路整備設計ということで載っていますけれども説明をお願いします。	
産業建設課長	こうみの里排水路ということでございますが、現在こうみの里が出来ている敷地部分に側溝がありまして、そこに道路排水の流末が落ちているということでそちらの敷地に路面排水がいかないよとということで、そちらにつきまして設計をするという内容になってございます。以上です。	
10 番議員	こうみの里の建物の水というふうに関こえたんですけれども、そういう理解でいいのかどうかということと合わせて、かなり大型の機械も入りまして敷地以外も工事で利用しているそういった範囲でかなり水路やそれぞれに傷んでいる所があるんですけれども、そういった部分での対応というのはどのように考えているのでしょうか。	
産業建設課長	こうみの里の建物が出来る前に場所的に言いますと町道の下石積みの下に沿って側溝がございまして、町道の路面排水の流末がそちらに落ちて流れていたということでございますので、今回につきましてはそちらに路面排水を流さないような方向で路面排水を処理するというものでございます。また工事によってあちこち傷んでいるということでございます。私自身まだ現地の方も確認しておりませんので、今年につきましてはかなりあちらこちらで凍結による路面の損傷が発生しているということでございますので、また時期を見て早目に調査したいと考えております。	
議長	3 項 都市計画費	
	81 ページ	
	8 款 消防費	1 項 消防費
		1 目 非常備消防費
	82 ページ	
		2 目 常備消防費
	負担金等交付団体の概要	
	83 ページ	
	9 款 教育費	1 項 教育総務費
		1 目 教育委員会費
	84 ページ	
		2 目 事務局費
10 番議員	奨学金返済支援補助金 2,975 千円が盛られており、説明として新たにこうした事業を導入し返済負担の軽減と医療、福祉の人材の確保、定住促進を図るという説明でありますけれども、全員協議会の中でこの間ずっと議論してきており、具体的に補助をどう出すという議論もされてきております。初めてやりますのでいろいろ支給の要綱ありますけれども、特に具体的にその 2 分の 1 とか 3 分の 2 とかいう点がある訳でありますけれども、ここら辺をどのように考えて支給し、何件くらい見積もって	

	<p>おるのかという点を伺いたいと思います。</p>
<p>生涯学習 課 長</p>	<p>12月それから2月の臨時会での全員協議会で議論いただいたところがございます。今、井出議員言われましたようにこの事業4月からの施行で要綱をお示しを先般申し上げました。基本は2分の1ということがございます。2分の1が基本になってということです。小海町に住んでいて佐久管内で就業されている方と、これが基本になります。それから尚且つその事業所が小海町に在るということであれば3分の2ということになります。それと職種として3職種、看護師・保健師・介護福祉士この3職種につきましては勤めが佐久管内であれば4分の3ということになります。4月制度始まるんですけれども、一番の申請ですとかということになりますと、この制度の基が返済した奨学金に対して補助をするというのが大前提でございますので、4月から3月までに返済した奨学金が補助対象になると、その2分の1、3分の2、4分の3ということになりますので申請は基本的に3月になってまいります。3月が最初の申請になってまいりと思います。年度内に交付決定をしなければなりませんので、やはり広報をなるべく早くして3月のなるべく早い段階で申請をしていただいて、こちらの方も審査がどうしてもございますので3月31日末で確実に住所があるということで確認しなければなりませんし、町の奨学金ですと25日が口座振替、それから支援機構の奨学金ですと27日ぐらいが口座振替だと思いますので、その最終的な確認が取れてその確認を取って交付決定ということになってまいりますので、審査の間がかなり忙しいということで申請の方をなるべく早めにしていただいて最終的な審査の方にもっていきたいというふうに思っております。実際のどのくらいの人数を見積もっているかということなんですけれども、30年度初年度につきましては現在奨学金を返済している方、現状の方でも対象になってまいります。要綱ですと30歳までが初年度オクケーですので、現在奨学金を払っている方、返済している方が対象になってきますので、具体的には町の奨学金の中でとすれば10人弱ぐらいが対象の可能性が有るかなと、他の奨学金のことも考えますと初年度としては15人という想定をしております。予算は15人で2分の1と3分の2、4分の3概ね5名ずつぐらいのところ予算を見積もっております。そんなところでまだ始まってみないということがございます。実際にどの程度の方がおられているということもございますので、これから広報して住民の皆さんの反応と申しますかご意見もいただきながらということになりますけれども、実際には始まってくるのは年を明けて3月ということになりますので申請と交付決定が忙しいのでなるべく広報してまいりたいという</p>

	<p>ふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
10 番議員	<p>予定としては15人位をみているという予算の内容だと理解しました。私全協でもずっと申してまいりましたけれども、こういった奨学金に対する補助事業というのが新井町長の下で初めて行われると、予算化されるということでもありますけれども、本来奨学金というのは例えば小海町の条例を見ますと「小海町に居住し高等学校以上の上級学校に在学又は進学するもので経済的理由により就学困難なものに対して奨学金を貸与する」と条例にうたわれており、それから日本学生支援機構などを見ますと「経済的理由で就学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また経済社会情勢等を踏まえ学生等が安心して学べるよう貸与する」と給付の制度もあるんですがそういうふうに書かれています。教育の機会をできるだけ均等にと、経済的困難から教育格差が生まれないようにそういった部分での支援を進めるというのが奨学金の理念だと考えております。そういった理念の下で行なわれてきた貸与事業に対して町は更に小海町在住の皆さん、あるいは町内などに就業された皆さんに対して返済に対する補助をおこなうと、非常に気高い事業であると私は評価しており、是非やっていただきたいと思っているんですが、本来は職種によって基本という言葉をとことさら大きな声を出して2分の1言われましたけれども、職種によって補助率が違うということが本来の奨学金制度からはありえない、機会均等も求めた者が学んで帰ってきた人たちに対してありえない、そういう補助をおこなうのに職種に対して差があるというのは如何なものかと。約50年近く役場の職員であり町長を経験し常に公平平等をずっとうたってきた町長の下でせつかく最後におこなわれる事業が職種によって差があると。私何人かの町民の皆さんと話をしたんですが、そういった実態を聞くと非常にがっかりするとかね。そういう声が多く聞こえた訳であります。私はまだまだ時間もありますし是非そういった点の検討も含めていただいて町長の考え方だけ伺っておきたいと思えます。</p>
町 長	<p>奨学金の主旨につきましては今、井出議員さんおっしゃったとおりでございます。経済的に厳しい皆様方に対しまして勉学に励む支援をしていくということでございます。それに対しまして今ございましたように職種によって区別について如何なものかというご意見を頂戴いたしました。この奨学金の返済の支援補助金につきましては、一つは定住促進ということが一つの理由であります。そしてもう一つは人材確保ということがもう一方の柱であるということでございます。そういった意味から基本的には2分の1なんだけれども小海に定住し、そして小海の企業に</p>



	<p>お勤めいただければ 3 分の 2 ですよと。そしてまた人材確保という面において 3 職種については 4 分の 3 の支援をしたいということでございます。そういったスタートの時点が定住促進と人材確保と 2 つの大きな柱で議論をさせていただき今、井出議員さんのご指摘のようなご意見もございましたけれども、最終的には私の判断を含めてそういったことを基本に進めさせていただいたということでございます。これによってもし今のような町民の皆さんから多くのご意見が出てくるということになれば、スタートということでございますのでそれを改正してくということについては当然できないということではないと思っております。ただ私の言いたいのはこの 2 本の柱でスタートしたということですので是非この考え方でスタートを切らせていただきたいというのが私の考え方でございます。以上です。</p>																																																		
議 長	<p>84 ページまで休憩に入ります。午後 1 時まで休憩とします。 (ときに 12 時 01 分)</p>																																																		
議 長	<p>休憩前に引続き会議を開きます。</p> <table border="0"> <tr> <td>85 ページ</td> <td>2 項</td> <td>小海小学校費</td> <td>1 目</td> <td>学校管理費</td> </tr> <tr> <td>86 ページ</td> <td></td> <td>小海小学校修繕計画</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>87 ページ</td> <td>2 項</td> <td>小海小学校費</td> <td>2 目</td> <td>教育振興費</td> </tr> <tr> <td>88 ページ</td> <td>3 項</td> <td>社会教育費</td> <td>1 目</td> <td>社会教育総務費</td> </tr> <tr> <td>89 ページ</td> <td></td> <td></td> <td>2 目</td> <td>公民館費</td> </tr> <tr> <td>90 ページ</td> <td></td> <td></td> <td>3 目</td> <td>総合センター運営費</td> </tr> <tr> <td>91 ページ</td> <td></td> <td></td> <td>4 目</td> <td>美術館運営費</td> </tr> <tr> <td>92 ページ</td> <td></td> <td></td> <td>5 目</td> <td>音楽堂運営費</td> </tr> <tr> <td>93 ページ</td> <td>4 項</td> <td>保健体育費</td> <td>1 目</td> <td>保健体育総務費</td> </tr> <tr> <td>94 ページ</td> <td></td> <td></td> <td>2 目</td> <td>小海小学校給食費</td> </tr> </table>	85 ページ	2 項	小海小学校費	1 目	学校管理費	86 ページ		小海小学校修繕計画			87 ページ	2 項	小海小学校費	2 目	教育振興費	88 ページ	3 項	社会教育費	1 目	社会教育総務費	89 ページ			2 目	公民館費	90 ページ			3 目	総合センター運営費	91 ページ			4 目	美術館運営費	92 ページ			5 目	音楽堂運営費	93 ページ	4 項	保健体育費	1 目	保健体育総務費	94 ページ			2 目	小海小学校給食費
85 ページ	2 項	小海小学校費	1 目	学校管理費																																															
86 ページ		小海小学校修繕計画																																																	
87 ページ	2 項	小海小学校費	2 目	教育振興費																																															
88 ページ	3 項	社会教育費	1 目	社会教育総務費																																															
89 ページ			2 目	公民館費																																															
90 ページ			3 目	総合センター運営費																																															
91 ページ			4 目	美術館運営費																																															
92 ページ			5 目	音楽堂運営費																																															
93 ページ	4 項	保健体育費	1 目	保健体育総務費																																															
94 ページ			2 目	小海小学校給食費																																															
9 番議員	<p>給食費ということで下の説明書きのところに「パン給食の見直しにより米飯給食主体のメニューに変更します」とあるんですが、その経緯をお聞きしたいのですが、お願いします。</p>																																																		
教育長	<p>来年度からですがパン給食の見直しを学校給食委員会の方にかけて米飯給食主体のメニューに変更することに決定をしております。中身につきましての経緯でございますが、まずパンをこれまで供給していただきました高原のパン屋さんから、9 月にパン給食から撤退するというお話がございました。代替りの供給先を探していた訳でございますが、県の学校給食会に入ってくださいまして篠ノ井にあります千曲ライス&amp;ベーカリー、ここからパンの供給を受けることになりました。これは小海町</p>																																																		

	<p>だけでなく南部 5 か町村一緒でございます。ということで南部 5 か町村で協議をし若干遠いこともございますが、パンの品質には問題ないということで冷凍パンに移行することを決定しております。そうしたことを踏まえまして解凍から 3 日までしかパンがもたないことで、今までのように高原のパンやさんから直接焼きたてのパンを供給してもえることが出来なくなりましたので、最終的に週 2 日あったパン給食を 1 日に変更し週 4 日につきましては米飯にすることになり、最終的に米飯主体のメニューに変えていくということになった訳でございます。いずれにしろ学校給食運営委員会にかけてご了承いただきましたので、PTA 並びに生徒の皆さんに周知をしてご理解をいただくようにしていきたいと考えています。</p>
9 番議員	<p>ただ今説明がありました、ここに書いてありますように私以前から学校の給食をパン給食から米飯給食にということですずっと訴えてまいりましたが、ここに米飯給食主体のメニューに変更しますと書いてあるんですが「米飯 4 日、パン 1 日」というふうに書いてあるんですが、全部米飯という話はなかったのかどうか、その辺りを伺いたいと思います。</p>
教育長	<p>全部米飯ということに関しましては学校の栄養士さん栄養教諭さんも含めまして、やはり食育に関してはいろんな物を食べるということも必要だし、やはりパンを楽しみにしている子供たちもたくさんいるというお話を聞いた中で、やはり 1 日だけはパン給食を残しましょうということと週 4 日米飯、そして 1 日はパンということに決定した訳でございます。</p>
9 番議員	<p>もう一つパンが 1 日になることによつての原材料費、給食原材料費というところがこの数字で変わってくるのかどうかその辺りをお願いいたします。</p>
教育長	<p>ここ 94 ページに書いてございますとおり 1 食の単価については 285 円でございます。これについては変えないで今回 202 日の給食日数がある訳でございますが、全てこの単価で供給をしていきたいと考えております。若干輸送料が 10 円近く上がる訳でございますが、これにつきましては町費で補い、パンと米飯を比べますと若干米飯の方が単価的に調理コストが安くなりますので、そういったものをプラマイした中で、この価格については変えないでいきたいと思いますという話になりました。</p>
9 番議員	<p>それが運搬費というところになるということですね。それと関連して今回の予算書でこういう給食の材料だとかいろいろな食材の原材料費というところが需用費になっているのは何か理由があるのかお願いします。</p>
教育長	<p>冒頭の副町長の説明の中で若干触れた訳でございますが、財務会計上の公会計の変更といいますか制度に従いまして、これにつきましては 11 節</p>

	が適切だということで、今回 16 節から 11 節に変更させていただいたということでございます。
議長	95 ページ 3 目 スケートセンター運営費
2 番議員	先程も申しあげましたけれども、ここで細かく話が出てますので少し質問させていただきます。例えば冷却管交換工事こういったことをやることによって燃料費等の節電効果があるのかどうか、それから修繕費とリンク面修繕工事はどんな関係にあるのか、それから施設管理運営委託料これの内訳のようなものは開示させていただけるのか教えてください。
生涯学習課長	まず冷却管交換でどのくらい効率がいいのかということについてはすいません、私数字的な資料もってなくてまた調べてお知らせできればと思います。それから施設の運営管理委託料は 1 社さんのみの運営管理です。スケートセンターのリンク面の管理、それから施設、事務的なことです。入ってくる方のカウントですとか、料金の徴収ですとかそういったこと一切含めた運営管理ということになっております。それからリンク面の修繕と他の修繕の違いということなんですけれども、リンクの修繕、3 か年行う予定で 29 年から 31 年の予定です。今年度第 1 カーブの所を舗装、下にいろいろ層があるんですけれどもそれを剥いでもう一回し直す所、30 年度は今度は第 2 カーブのところを全面やりますということです。他の修繕と言うのは施設の全体施設の中の修繕ということで、今回工事費でお願いしてありましたリンク面のみ修繕ということになります。ですので他の修繕は一般の機器ですとか、施設ですとかそういった修繕を見込んでいるという内容でございます。
2 番議員	1 点施設管理運営委託料の内訳の開示がいただけるのかどうか。
生涯学習課長	開示したいと思います。
議長	96 ページ 負担金等交付団体の概要 97 ページ 10 款 災害復旧費 1 項 公共土木施設災害復旧費 2 項 農林施設災害復旧費 98 ページ 11 款 公債費 12 款 予備費 予算書に移ります。 予算書 8 ページ 第 2 表 地方債 予算書 87 ページから 給与費明細書

	<p>88 ページ</p> <p>89 ページ</p> <p>90 ページ</p> <p>91 ページ                   公債費元利償還明細書</p> <p>92 ページ</p> <p>93 ページ                   地方債に関する調書</p>
10 番議員	<p>93 ページに地方債に関する調書という表が出ていまして、これは一定の形に則って作られていると思っています。そこで一つお願いでありますけれども、12月の議会でしたかね。町のこういった起債に対する一般質問があつていろいろ議論もあつたんですが、それに関連してお願いしたいのは各事業債が交付税措置がどの事業債はどのくらいあるのというような一覧表を説明資料に付けてもらうことを考えていただきたいのですがいかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>可能だと思いますので付ける方向で研究してまいりたいと思います、</p>
議 長	<p>その他全体を通じて質疑のある方はございませんか。</p>
10 番議員	<p>今日説明資料を中心に質疑をしてきたんですけれども、予算書の形がだいぶ変わってきているというふうに、まだざっとしか見てないんですけれど感じました。私が伺いたいのはその後の補正予算書の在り方というのはそういうのはこれからと同じようになるのか、それともこの新しい予算書の方向みたいな形になっていくのかという点だけ伺っておきたいと思っています。</p>
総務課長	<p>予算書は見方が予算説明資料ということで当初やってきておりますが、補正予算もこの予算書と同じようにやってしまうと分りづらいので、今までみたいに同じ形でやっていきたいと考えております。</p>
<p><b><u>日程第 13 議案第 15 号</u></b></p>	
議 長	<p>日程第 13、議案第 15 号、 「平成 30 年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】 1 ページ</p>

	1 款 国民健康保険税		
	2 款 使用料及び手数料		
2 ページ			
	3 款 県支出金	1 項	県補助金
	4 款 財産収入		
3 ページ			
	5 款 繰入金		
	6 款 繰越金		
4 ページ			
	7 款 諸収入	1 項	延滞金及び過料
		2 項	雑入
	<b>【歳出】</b>		
7 ページ			
	1 款 総務費	1 項	総務管理費
		2 項	運営協議会費
		3 項	趣旨普及費
8 ページ			
	2 款 保険給付費		
9 ページ			
	2 款 保険給付費続き		
10 ページ			
	2 款 保険給付費続き		
11 ページ			
	3 款 国民健康保険事業納付金	1 項	医療給付費分
		2 項	後期高齢者支援金等分
		3 項	介護納付金分
12 ページ			
	4 款 保健事業費	1 項	特定健康診査等
		2 項	保健事業費
	5 款 基金積立金		
	6 款 諸支出金		
13 ページ			
	7 款 予備費		
14 ページ下段	負担金交付団体の概要		



	<p>8 ページ 2 款 保険給付費</p> <p>9 ページ 2 款 保険給付費 続き</p> <p>1 0 ページ 3 款 地域支援事業費          1 項 日常生活支援総合事業費    2 項 一般介護予防事業費</p> <p>1 1 ページ                          3 項 包括的支援事業任意事業費    4 項 その他諸費</p> <p>1 2 ページ 4 款 基金積立金 5 款 諸支出金 6 款 予備費</p> <p>予算書に移ります。 予算書 2 8 ページから 3 1 ページ          給与費明細書</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございませんか。</p>
10 番議員	<p>補正の 3 号が審議が後になっているんですけども、昨日説明の中では 3 号では国県の支出金が過大交付となっており、その過大交付分を基金積立ということで補正、この後審議になるんですけども説明がありました。そういう中でこの 30 年度の予算の国県の支出金は過大な部分というのはどのような取り扱いになっているのかお願いします。</p>
町民課長	<p>29 年度予算につきましては後程質疑があります第 3 号補正の方で、昨日説明の中で過大交付があって、それは平成 30 年度で当然返さなければならぬお金になるので、それを財源に積立金化するという説明をさせていただきました。この件につきましては、一言で言わせてもらおうと国、厚生労働省の予算立てがどうなっていたのかなあと担当者となれば疑問を持つところです。国とか県とか町とかも必要と感じて予算要求をし、国の査定の方である財務省であるとか町は総務課になりますけれども、認めていただいた予算、本当に必要ならすべて使わなければならないという変な義務感が生じるのではないかと、特に国の場合は大臣折衝まで行うような制度の流れになっている中で、実は第 6 期の介護保険計画、国全体を考えたところ国の予想ではこれくらい国の支出金は必要あっただろうというものを予算要求した中で財務省が認めたということではないかと思えます。それに対して予算執行をしないと何事だということをお言われぬために 1 回はみんな地方へ全部配ってしまえというような話で</p>

	<p>今回のケース、前年度もそうだったんですけども、申請額よりも余計に内示してくるということでございます。ただこれが例えば30年度当初予算、これから交付申請等を新年度になりますと行っていく訳ですけども、もし私どもと同じような3年の計画で国の給付費という予算がみられてるんであれば、30年度から32年度で全国で必要とされる数字をどのくらい見込んでいるかが一番の基になってくると思いますので、30年度でも同じように過大に交付してくるのかまたはちょうど見合うような数字でくるのかということは今のところ不透明でございます。いずれにせよ市町村は県を通じて交付申請という事務を行う中でそれに対して幾らの内示がくるのかというところが「ああまた今年もか」それとも「今年はお願いした大体の金額か」というのが見えてくるのでございます。そういうことでよろしく願いいたします。</p>
10 番議員	<p>現時点でのこの30年度の国・県のそういった支出金は町の歳出からみた予算ということで、そういった国の事情とかそういうことは予算の中でまだ考えていないという取り扱いでいいのでしょうか。</p>
町民課長	<p>町の方で保険給付費というものを基にこれで第7期の第1年度の給付費になる訳ですが、これに基づいて算定した法定割合のものになっておりますので、現状これの数字がピタリくるとしますとプラマイゼロということでいいかと思えます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
<p><b>日程第15 議案第17号</b></p>	
議 長	<p>日程第15、議案第17号、 「平成30年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。予算説明資料で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p><b>【歳入】</b> 1 ページ 1 款 後期高齢者医療保険料 2 款 使用料及び手数料 3 款 繰入金 2 ページ 3 款 繰入金続き</p>



	<p>4款 繰越金 5款 諸収入</p> <p>【歳出】 3 ページ 1款 総務費 2款 後期高齢者医療広域連合納付金 3款 諸支出金 4款 予備費</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございませんか。</p>
議長	これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第16 議案第18号</u></b>	
議長	<p>日程第16、議案第18号、 「平成30年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>1 ページ 総則から 2 ページ 3 ページ 収益的収入 4 ページ 収益的収入続き 5 ページ 収益的支出 6 ページ 収益的支出続き 7 ページ 収益的支出続き 8 ページ 収益的支出続き 9 ページ 資本的収入及び支出 10 ページ キャッシュフロー計算書 11 ページ 給与費明細書 12 ページ 給与費明細書続き 13 ページ 給与費明細書続き 14 ページ 給与費明細書続き 15 ページ 継続費に関する調書 16 ページ 30年度貸借対照表</p>

	<p>17ページ 30年度損益計算書  18ページ 29年度貸借対照表  19ページ 29年度損益計算書  20ページ 企業債償還計画  21ページ 企業債年次償還表  22ページ 上水道給水調査票</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございませんか。</p>
議長	これで、質疑を終わります。
<b>日程第17 議案第19号</b>	
議長	<p>日程第17、議案第19号、  「平成29年度小海町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。  これから質疑を行います。補正予算書で、ページごとに行います。  質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>6ページ 第2表 地方債補正</p> <p><b>【歳入】</b></p> <p>9ページ</p> <p>1款 町税 1項 町民税  2項 固定資産税</p> <p>6款 地方消費税交付金</p> <p>10ページ</p> <p>9款 地方特例交付金</p> <p>12款 分担金及び負担金 1項 分担金  2項 負担金</p> <p>11ページ 2項 負担金続き</p> <p>13款 使用料及び手数料</p> <p>12ページ</p> <p>14款 国庫支出金 1項 国庫負担金  2項 国庫補助金</p> <p>15款 県支出金 1項 県負担金</p> <p>13ページ 2項 県補助金</p>

	1 4 ページ 1 6 款 財産収入 1 7 款 寄付金 1 5 ページ 1 8 款 繰入金 2 0 款 諸収入 1 6 ページ 2 0 款 諸収入続き 2 1 款 町債	3 項 県委託金  1 項 特別会計繰入金 3 項 基金繰入金
10 番議員	町債で今回 7,400 千円程の増額という予算でありますけれども、先ほどの新年度の予算の一覧表があつて29年度末は予定額という書き方で集計してありますけれどもこの 7,400 千円は入っているのか、入らないのかという点だけ伺っておきたいと思ひます。	
総務課長	確認させてもらひまして、また後程ということによろしくお願ひいたします。	
議 長	【歳出】 1 7 ページ 1 款 議会費 2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 8 ページ 2 款 総務費 1 項 総務管理費続き 2 項 徴税費 1 9 ページ 5 項 統計調査費 3 款 民生費 1 項 社会福祉費 2 0 ページ 1 項 社会福祉費続き 2 1 ページ 1 項 社会福祉費続き 2 項 児童福祉費 2 2 ページ 2 項 児童福祉費続き 4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 2 3 ページ 1 項 保健衛生費続き 2 項 生活環境衛生費 2 4 ページ 2 項 生活環境衛生費続き 5 款 農林水産費 1 項 農業費 2 5 ページ 1 項 農業費続き 2 6 ページ 1 項 農業費続き	

	<p>2 項 林業費  2 7 ページ 2 項 林業費続き  6 款 商工費  2 8 ページ  6 款 商工費続き  7 款 土木費  2 9 ページ  7 款 土木費続き  8 款 消防費  3 0 ページ  9 款 教育費 1 項 教育総務費  2 項 小海小学校費  3 1 ページ 3 項 社会教育費  3 2 ページ 3 項 社会教育費続き  4 項 保健体育費  3 3 ページ 4 項 保健体育費続き  1 0 款 災害復旧費  1 1 款 公債費  3 4 ページ  1 1 款 公債費続き  1 2 款 予備費</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございますか。</p>
総務課長	先程の過疎債の関係でございすけれども、今回の補正で 7,400 千円増やすということで、30 年度の予算の最後のところにはそれも含めて見込みということで載っております。よろしくお願ひいたします。
議 長	これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第 1 8 議案第 2 0 号</u></b>	
議 長	日程第 1 8、議案第 2 0 号、 「平成 2 9 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 補正予算書で、ページごとに行います。

	<p><b>【歳入】</b></p> <p>5 ページ</p> <p>3 款 国庫支出金                   1 項 国庫負担金</p> <p>  2 項 国庫補助金</p> <p>4 款 県支出金</p> <p>6 ページ</p> <p>6 款 共同事業交付金</p> <p>9 款 繰入金                         1 項 一般会計繰入金</p> <p>  2 項 基金繰入金</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>7 ページ</p> <p>1 款 総務費</p> <p>2 款 保険給付費                   1 項 療養諸費</p> <p>8 ページ                                 1 項 療養諸費続き</p> <p>  2 項 高額療養費</p> <p>9 ページ</p> <p>7 款 共同事業拠出金</p> <p>8 款 保健事業費</p> <p>10 ページ</p> <p>8 款 保健事業費続き</p> <p>10 款 諸支出金</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<b>議 長</b>	これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第 19 議案第 21 号</u></b>	
<b>議 長</b>	<p>日程第 19、議案第 21 号、</p> <p>「平成 29 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>補正予算書で、ページごとに行います。</p> <p>質疑のある方は挙手を願います。</p>

	<p><b>【歳入】</b></p> <p>5 ページ</p> <p>2 款 使用料及び手数料</p> <p>3 款 国庫支出金                   1 項 国庫負担金   2 項 国庫補助金</p> <p>4 款 支払基金交付金</p> <p>6 ページ</p> <p>5 款 県支出金                    1 項 県負担金   2 項 県補助金</p> <p>8 款 繰入金</p> <p>7 ページ</p> <p>8 款 繰入金続き</p> <p><b>【歳出】</b></p> <p>8 ページ</p> <p>1 款 総務費</p> <p>2 款 保険給付費                   1 項 介護サービス等諸費</p> <p>9 ページ</p> <p>2 款 保険給付費続き</p> <p>10 ページ                           2 項 介護予防サービス給付費</p> <p>11 ページ                           4 項 高額介護サービス費    6 項 特定入所者介護サービス等費</p> <p>3 款 地域支援事業費           1 項 日常生活支援総合事業費</p> <p>12 ページ                           1 項 日常生活支援総合事業費続き    2 項 一般介護予防事業費</p> <p>13 ページ                           3 項 包括的支援事業任意事業費</p> <p>4 款 基金積立金</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございませんか。</p>
(質疑なし)	
議 長	これで、質疑を終わります。
<b><u>日程第 20 議案第 22 号</u></b>	
議 長	日程第 20、議案第 22 号、 「平成 29 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につ

	<p>いて」を議題といたします。 これから質疑を行います。 補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p><b>【歳入】</b> 4 ページ 1 款 後期高齢者医療保険料 3 款 繰入金</p> <p><b>【歳出】</b> 5 ページ 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金</p> <p>その他全体を通じて質疑のある方はございませんか。</p>
	(質疑なし)
議 長	これで、質疑を終わります。
<b><u>○【質疑終了】</u></b>	
議 長	以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
<b><u>○【常任委員会付託】</u></b>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第3号から第22号につきましては、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
議 長	「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご審議の程お願いいたします。
<b><u>○【散 会】</u></b>	
議 長	<p>以上で本日の日程はすべて終了いたしました。今後の予定は5日月曜日、午前10時から一般質問を行います。</p> <p>これにて本日は、散会といたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに13時55分)</p>